

会長あいさし



会長 前田 俊春

太子町農業委員
会は、令和6年1
月に農業委員14名、
農地利用最適化推
進委員7名の新し

い体制で発足し、活動開始から約1年となります。

太子町は、豊かな自然に恵まれ、農業が盛んな地域です。美しい田園風景や、地域特産の農産物は、私たちの誇りであり、地域のアイデンティティを形成しています。

しかし、昨今の気候変動や人口減少に伴い、農業の担い手が減少するといった課題に直面し、農業の持続可能性が危ぶまれています。

そこで、私たち農業委員会では、地域計画に基づく目標地図の作成を通じて、農業の振興と地域の活性化を目指した取り組みを進めています。この目標地図の作成には、農業関係者だけでなく地域の皆様の参画を頂いて策定されるもので、私たちの郷土の均衡ある発展に寄与することを目的としています。

皆様のご意見やご協力が、地域農業の未来を切り開く原動力となります。共に手を取り合い、明るい未来を築いていきましょう。

今後とも、ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

1 太子町農業委員会

《皆さんの農地を守ります》

◎農業委員会とは？

農業委員会は、①農地法に基づく農地の権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地法等の法令に基づく事務②農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事務を執行する行政委員会として、各市町村に設置されています。

◎農業委員と農地利用最適化推進委員

農業委員会は、町長が議会の同意を得て任命した**農業委員**と農業委員会が委嘱した**農地利用最適化推進委員**（以下、推進委員という。）で組織されています。農業委員・推進委員の任期は、3年となっています。

◆農業委員は、毎月開催される総会に出席し、農地の権利移動や転用の可否に係る審議や、農地等利用最適化推進に関する意見の検討等、農業委員会としての意思決定を行います。

◆推進委員は、定められた担当区域で、農地等の利用の最適化の促進（担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）を行うとともに、毎月の総会に出席して意見を述べています。

◎農業委員・推進委員の担当区域と定数

農業委員 定数 14 名	◎前田 俊春	○赤松 光男	推進委員 定数 7 名	斑鳩地区	・北川 智一	
	・新 多恵	・大西 正美		龍田地区	・玉田 隆良	・森川 明久
	・山田 幸雄	・森川 徹夫		石海地区	・首藤 俊彦	・八木 正実
	・塚本 芳文	・朝生 憲敏		太田地区	・佐々木 茂美	・菅原 清隆
・倉橋 輝明	・塚原 栄一					
・檜皮 有美	・長谷川 秀人					
・松本 雅邦	・廣岡 正義					
◎会長	○職務代理者					

2 農地等の貸し借りに関する法律が変わります！ (農業経営基盤強化促進法改正)



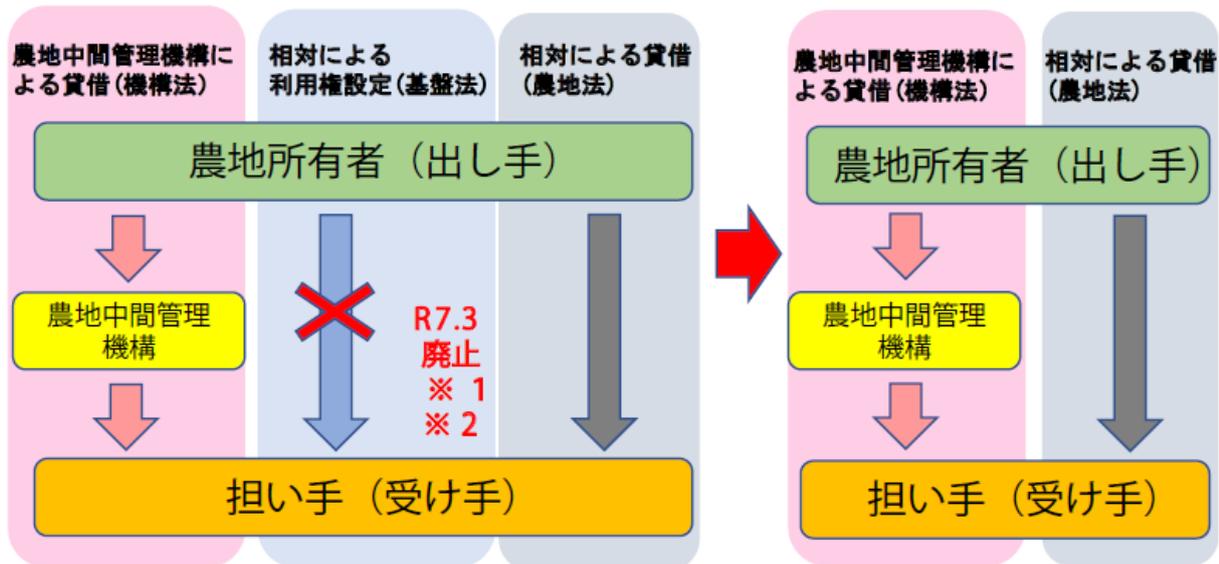
◎制度変更の概要

個人や法人の方が、農地を貸借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法(農地法)と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法(農業経営基盤強化促進法)と、農地中間管理機構を活用する方法(農地中間管理機構の推進に関する法律)の3種類があります。

◆農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、従来の利用権設定が令和7年3月に廃止され、農地法第3条による貸借または農地中間管理機構を介した貸借のみとなります。

〈これまでの農地貸借〉

〈令和7年4月以降〉
地域計画策定後の農地貸借



※1 令和7年3月まで経過措置期間内として、これまでと同様に利用権設定等促進事業の契約(相対)で貸借することが可能です。(令和7年4月1日以降は手続きが廃止となります。)

※2 既に利用権設定されている契約(相対)については、契約期間満了日まで有効です。

◎新規設定、または現在の利用権設定を延長したい場合

◆新規で利用権設定の貸借契約を結びたい方、利用権設定による貸借契約期間を延長したい方は、下記受付期限内に手続きをしてください。

※ご不明点等がありましたら、下記までご相談下さい。

新規・再設定の申請受付期限 1月6日(月)～1月24日(金)まで

問い合わせ先 太子町役場 経済建設部 産業経済課 TEL 079-277-5993
FAX 079-277-6041

3 地域計画（目標地図）の作成を順次しています！



岩見構上 コスモス畑

◎地域計画とは？

◆地域計画は、約10年後の将来を考えて、地域の農地を『誰が』『どの農地を』担い活用するのか、農業者や地域のみなさんの話し合いによって決める計画のことです。

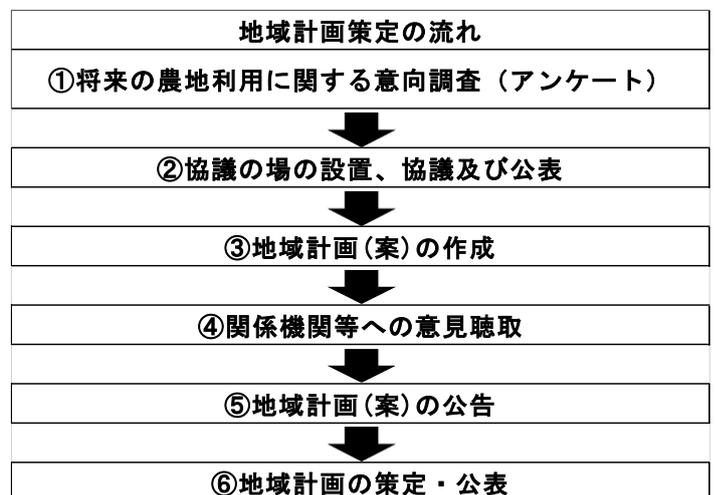
農林水産省からは、令和7年3月までに策定するように求められています。

◎地域の目指す農業の在り方をみんなで話し合って考えよう

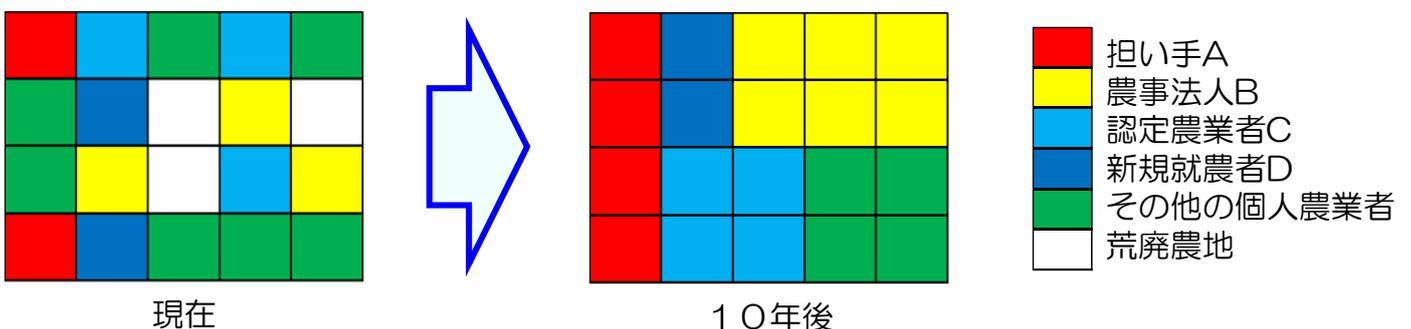
太子町では令和7年3月までに地域計画の作成のため、アンケート調査や地域での話し合いなどを行っています。

◆現在、地域計画対象地域として、下図のとおり策定に向けて進めています。

現在策定中			
斑鳩地区	石海地区	太田地区	龍田地区
・阿曾	・福地・老原 ・宮本・船代 ・岩見構下	・北村・町与 ・原	・広坂 ・上太田



◎地域計画の必要性（イメージ図）



◆計画なし

- ・守るべき農地が見えない
- ・農地を効率よく担い手に集約しづらい
- ・新しい担い手を受け入れるところがみえにくい

◆計画あり

- ・地域に関わるみんなで農地を守る姿勢がわかる
- ・農地が集積、集約されていて大規模農家も引き受けやすい
- ・新規就農者も安心して参入、定着しやすい



将来の皆さんのお子さんや、お孫さんが困らないためにも地域計画に積極的なご参加よろしくお願ひします。

4 太子町の未来を担う若手農業者を紹介します！



タイシ メツ フーム プラス

◎ Taishi Mett Farm⁺とは

◆「Taishi Mett Farm⁺」は、太子町の若手農業者が情報交換及び親睦・交流することにより、経営の安定と農業技術の更なる向上に努め、太子町の農業の発展を図ることを目的として、令和4年度から活動をしています。

令和6年度時点では5名で活動しており、主な活動としてイベントへの出店や共通の作物の栽培、各種研修会を実施し、令和6年度には兵庫県農業青年クラブ連絡協議会に加入し、県内での活動の幅を広げています。

◆それでは溢れんばかりの農業への情熱をもつ「Taishi Mett Farm⁺」の5名を紹介します！



☆榮藤 友洋（営農類型：水稻、小麦、大豆）
株式会社榮藤LABを設立、認定農業者として太田地区の天満山、龍田地区の上太田を中心に水稻を主作とした土地利用型の農業を展開されています。

☆万壽本 佳明（営農類型：露地野菜）
認定新規就農者として令和3年9月に就農、太田地区の町与を中心に長ネギの周年栽培をされており、福祉事業所と協力し、農福連携事業に積極的に取り組んでおられます。



☆塚本 典弘（営農類型：水稻、小麦、大豆）
認定農業者の父親の経営を継承するため、令和4年度より就農、石海地区の吉福を中心に水稻を主作とした土地利用型の農業を展開されています。

☆玉田 将（営農類型：水稻、小麦、大豆、露地野菜）
認定農業者の父親の経営を継承するため、令和4年度より就農、石海地区の船代を中心に水稻や野菜の多品目栽培を展開されています。



☆森川 雄斗（営農類型：露地野菜）
認定新規就農者として令和6年9月に就農、龍田地区の上太田を中心に軟弱野菜を中心とした野菜の多品目栽培をされています。